

# 定住自立圏形成協定 変更協定書

延岡市 高千穂町

(平成23年3月25日変更)

## 定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市(以下「甲」という。)と高千穂町(以下「乙」という。)は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

1 別表第1の①に次のように加える。

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| 初期救急医療体制の確立 | 取組の内容 | 初期救急医療体制を確立するため、延岡市夜間急病センターの整備及び充実を図るとともに、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。                      |
|             | 甲の役割  | (1)延岡市夜間急病センターを管理、及び運営し、必要な経費を負担する。<br>(2)乙と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行うとともに、取組の調整を図る。   |
|             | 乙の役割  | (1)乙の区域の住民が延岡市夜間急病センターの小児科を利用するにあたり、受益に応じた経費を負担する。<br>(2)甲と共同し、小児患者の適正受診を促すための取組を行う。 |

2 別表第2中「③」を「④」とし、「②」を「③」とし、「①」を「②」とし、同表②の前に次の1表を加える。

① ICT基盤の整備活用

|               |       |  |
|---------------|-------|--|
| 地域情報ネットワークの構築 | 取組の内容 | 圏域内の情報格差を是正することで、地理的な格差を克服し、産業振興や若者の定住人口の増大を促すため、圏域でケーブルテレビ網、光ケーブル網等を共用し、各自治体の行政情報や防災情報の共有を図るとともに、地上デジタル放送への対応、多チャンネルサービス、インターネットサービス、IP電話サービス等を提供できる環境を構築する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。 |
|               | 甲の役割  | 乙と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。  |

|                             |       |   |
|-----------------------------|-------|---|
|                             | 乙の役割  | 甲と共有することができる行政、防災等の情報データ放送配信システムの構築について共同で研究する。   |
| I C Tによる遠隔医療、遠隔教育等システム構築の研究 | 取組の内容 | 圏域内のケーブルテレビ網や光ケーブル網を使って、テレビ会議システム等を導入し、遠隔医療や遠隔教育等のシステム構築に向けた研究を行う。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。 |
|                             | 甲の役割  | 乙と共有することができるシステムの構築について共同で研究するとともに、研究にあたっての調整を図る。   |
|                             | 乙の役割  | 甲と共有することができるシステムの構築について共同で研究する。   |

3 別表第3に次の2表を加える。

### ③ 外部人材の活用

|                          |       |   |
|--------------------------|-------|---|
| I C T基盤を活用した生活機能の強化に係る検討 | 取組の内容 | ケーブルテレビ網や光ケーブル網等のI C T基盤を医療、教育及び産業等様々な分野において最大限に活用し、定住のための機能確保や地域の活性化を図る方法を検討する。また、ケーブルテレビ事業者は技術的なアドバイスを行う。 |
|                          | 甲の役割  | (1)乙と共同して、I C T基盤を活用した事業のあり方について検討を行うとともに、検討にあたっての調整を図る。<br>(2)(1)の取組を推進するため、甲及び乙が必要と認める圏域外の専門家の招へい等を行う。    |
|                          | 乙の役割  | (1)甲と共同して、I C T基盤を活用した事業のあり方について検討する。<br>(2)(1)の取組を推進するため、甲の行う専門家の招へい等に協力する。                                |

### ④ その他

|                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 自治体電算システム機能の共同調達 | 取組の内容 | 自治体業務を処理する電算システム機能の複数自治体による共同調達を推進し、業務処理の経費削減を図るとともに、住民サービスの向上を目指す。 |
|                  | 甲の役割  | 共同調達による自治体電算システム機能の本格稼動を目指し、圏域の調整を図る。                               |

|  |      |                                 |
|--|------|---------------------------------|
|  | 乙の役割 | 共同調達による自治体電算システム機能の利用の可能性を検討する。 |
|--|------|---------------------------------|

4 この協定は、平成23年4月1日から効力を生じるものとする。

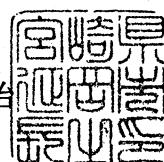
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成23年3月25日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤 正治



乙 西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町

高千穂町長 内倉 信吾

